

静岡県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第5号

静岡県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

静岡県青少年問題協議会設置条例（昭和28年静岡県条例第58号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。